

2020年3月9日

経済産業大臣
梶山 弘志 様
中小企業庁長官
前田 泰宏 様

日本労働組合総連合会
会長 神津 里季生

「新型コロナウイルス感染症対策」等における サプライチェーン全体の維持・確保に向けた要請

政府におかれては、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、その後、全国すべての小中高校・特別支援学校の臨時休校を要請するなど、感染拡大防止に向けて国を挙げての対策が実行されています。

臨時休校に伴い一時的に休業を余儀なくされる労働者等に対しては、雇用調整助成金や一般財源からの賃金補償等の支援が発表されておりますが、一方で、米中摩擦によるグローバル経済の減速に加え、今回の感染症対策による大幅な経済活動の停滞で大きな打撃を受けている中小・零細企業の経営に対しては、抜本的な支援策などがいまだ示されておられません。

日本経済は中小・零細企業からなるサプライチェーンに支えられており、今後、経済活動が正常に戻った場合に速やかに対応できる体制を確保するためにも、「サプライチェーン全体の維持・確保」に向けて、経済産業省の強力な支援をお願いし、下記の通り要請いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症等による経営の安定に支障が生じているすべての中小零細企業に対し、無利子の資金を貸し付けるなど、思い切った支援策を速やかに実施すること。
2. 下請け事業者の経営環境維持のため、親事業者に対し次の点を働きかけること。
 - ・新型コロナウイルス感染症等による業績悪化を理由として取引停止や通常支払われる取引価格の切り下げなどを行わないこと。
 - ・下請け事業者の資金繰りに支障が生じないように、物品の代金等について現金による速やかな支払を行うこと。
 - ・需要回復時の取引の継続と優先発注、人的補助など、下請け事業者の事業活動を支援すること。
 - ・需要回復時に、短納期や無理な仕様変更など、下請け事業者へのしわ寄せを行わないこと。
 - ・下請け事業者が、人材確保・定着、生産性向上のために賃上げをはじめとする労働条件の改善を行ったことを理由に、取引条件の見直しを行わないこと。また、下請け事業者の労務費増加分を取引価格に適正に反映させること。

以上